第 1 章

計画の策定に当たって

1－1　計画策定の背景

我が国では、急速な少子高齢化・核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。また、待機児童（※）問題や児童虐待（※）の深刻化など、子育てをめぐる環境は厳しい状況にあり、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

これらの課題に対応し子育てをしやすい社会にしていくために、平成 24 年８月に「子ども・子育て関連３法」が成立し、これに基づく新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

この新制度に基づき、本市では、平成 27 年度から令和元年度までの５年間を計画期間とする「府中市子ども・子育て支援計画」を策定し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を図ってきました。

この第１次計画期間中に、子ども・子育て支援法（※）が改正されたほか、平成 29 年６月に国の子育て安心プラン（※）が発表され、「待機児童の解消」「女性の就業率の向上（M 字カーブ（※）の解消）」「保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保」「保護者への寄り添う支援の普及促進」「幼児教育の無償化」といった方向性が打ち出されました。

この第 1 次計画期間の満了を迎えるに当たり、これまでの計画の進捗状況等を検証するとともに、国や都の指針や動向を踏まえて、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とする「第２次府中市子ども・子育て支援計画」を策定しました。

（※）のある用語は、資料編の用語解説（85～93 ページ）を参照

１－２　子ども・子育て支援施策の動向について

（１）子ども・子育て支援施策に関する国の主な動き

国では、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法（※）」を制定し、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務付けるなど次世代育成支援の推進を図ってきましたが、平成 22 年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定、平成 24 年８月には「子ども・子育て関連３法」が可決・成立し、同月に公布されました。

子ども・子育て関連３法の施行以降、国では「待機児童の解消」と「女性就業率の向上」を中心に政策の実施、法制の立案を行い、全国的な取組の一層の進展が図られています。また、子どもの権利を守るものとして、子どもの貧困対策や虐待防止のため児童福祉法を改正するなど、子どもを取り巻く社会問題への対策を並行して行っています。

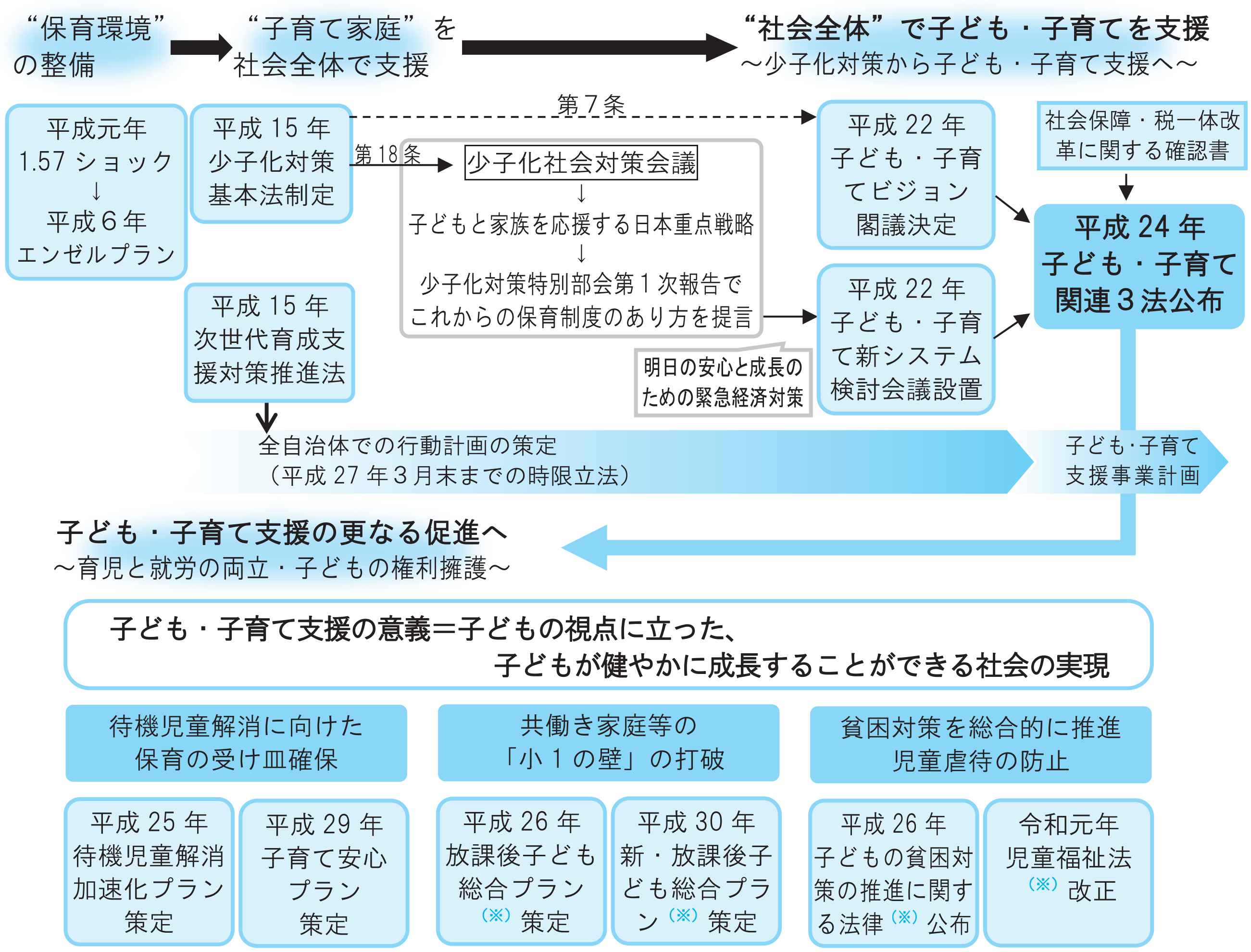

（２） 制度の全体像及び認定基準

① 制度の全体像

制度による事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の２つに分かれ、本計画ではこれらの事業需要量の見込みや、確保の方策について定めます。

１ 子ども・子育て支援給付

子どものための現金給付・児童手当

子どものための教育・保育給付（※）

① 施設型給付（※）
- 認定こども園（※）
- 幼稚園
- 保育所

② 地域型保育給付（※）
- 小規模保育事業（※）
- 家庭的保育事業（※）
- 居宅訪問型保育事業（※）
- 事業所内保育事業（※）

子育てのための施設等利用給付

① 施設等利用費
- 未移行幼稚園
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設（※）等

２ 地域子ども・子育て支援事業（13 事業）

① 利用者支援事業
② 地域子育て支援拠点事業
③ 妊婦健康診査
④ 乳児家庭全戸訪問事業
⑤ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
⑥ 子育て短期支援事業
⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
⑧ 一時預かり事業
⑨ 延長保育事業
⑩ 病児保育事業
⑪ 放課後児童健全育成事業
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

②　認定区分

ア　子どものための教育・保育給付　３つの認定区分

幼稚園や保育所などの子どものための教育・保育給付については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の３区分にそれぞれ認定し、実施することとなります。

１号認定　**教育標準時間認定**

満３歳以上で、教育を希望する場合　利用先　幼稚園、認定こども園

２号認定　**満３歳以上・保育認定**

満３歳以上で、「保育の必要な事由（就労、出産等）」に該当し、保育園等での保育を希望する場合　利用先　保育所、認定こども園

３号認定　**満３歳未満・保育認定**

満３歳未満で、「保育の必要な事由（就労、出産等）」に該当し、保育園等での保育を希望する場合　利用先　保育所、認定こども園、地域型保育

イ　子育てのための施設等利用給付　３つの認定区分

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、無償化給付を受けるために創設された子育てのための施設等利用給付については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の３区分にそれぞれ認定し実施することとなります。

１号認定

２号・３号認定以外の子ども　利用先　幼稚園（未移行）

２号認定

満３歳に達して最初の３月 31 日を経過した「保育の必要な事由（就労、出産等）」に該当する子ども　利用先　幼稚園（未移行）、認可外保育施設等

３号認定

満３歳未満もしくは、満３歳に達してから最初の３月 31 日までの間にある「保育の必要な事由（就労、出産等）」に該当する市民税非課税世帯の子ども

利用先　幼稚園（未移行）、認可外保育施設等

（３） 府中市の子ども・子育て支援施策の動向

平成 10 年度～平成 14 年度

「府中市子育て支援推進計画」

府中市では、平成６年に国が策定した「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）や平成９年度に東京都が策定した「子どもが輝くまち東京プラン」を受けて、子どもの成長と子育てへの支援に関する施策を総合的に推進するため、平成 10 年度から平成 14 年度を計画期間とする「府中市子育て支援推進計画－ひとみ輝け！府中子どもプラン－」を策定しました。

平成 15 年度～平成 20 年度

「府中市福祉計画（子育て支援分野）」

平成 11 年に国が策定した「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）を受けて、平成 15 年度から平成 20 年度を計画期間とした「府中市福祉計画（子育て支援分野）」を策定しました。

平成 17 年度～平成 26 年度

「府中市次世代育成支援行動計画」

平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき「府中市次世代育成支援行動計画」を、市民全体による「次世代の育成」や「次代の地域づくり」という観点から、子どもと子育て家庭への支援を市民と協働したまちづくりの推進を図るため策定しました。なお、この計画は、前期・後期合わせて 10 年間の計画です。

平成 27 年度～令和元年度

「府中市子ども・子育て支援計画」

平成 24 年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づく市町村事業計画を含む計画として、平成 27 年度から５年間における①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指して策定しました。

令和元年度

「府中市子どもの未来応援基本方針」

平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されたことから、本市においても子どもたちが家庭環境によらず未来に向かって前向きに挑戦することができるよう、施策を総合的に推進するため、各種計画を推進する上での方向性を示す方針を策定しました。

１－３ 計画の目的・位置付け

（１） 計画の目的・法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の位置付けを有した計画として、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる適切な環境が確保されるよう、子どもとその保護者に必要な本市の子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に行うことを目的として策定するものです。

なお、本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画（次世代育成支援対策に関する計画）」、「児童福祉法」に基づく「市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法(※)」に基づく「自立促進計画（母子家庭等の自立促進に関する計画）」、及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」を含むものとします。

（２） 計画の位置付け、他計画との関連・整合

本計画は、「第６次府中市総合計画」を上位計画とした子ども・子育て支援施策に関する行政分野計画として策定します。また、策定に当たっては、子ども・子育て支援施策に関連する、本市の健康・福祉分野を始めとした様々な関連計画との連携・整合を図るとともに、「府中市子どもの未来応援基本方針」の方向性を反映するものとします。

（３） 計画期間

本計画は、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とします。

平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
第１次計画期間					第２次計画期間				

１－４　計画の策定体制

（１）府中市子ども・子育て審議会

本計画は、「府中市子ども・子育て審議会」において、本市の諮問に基づく審議会の答申を踏まえて策定しました。（審議経過等については P80 参照）

（２）市民意向調査

本計画を策定するため、生活の状況や子育てに関する保護者の意識などを把握するとともに、幼稚園・保育所等の施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況と今後の利用意向などから必要な事業量を算出することを目的として、平成 30 年 11 月に実施しました。

調査票の種類		対象者（回答者）	配布数	回収数	回収率
1	就学前児童調査	0～5歳児（保護者）	3,000 票	1,890 票	63.0 %
2	小学生調査	6～11歳児（保護者）	2,000 票	1,217 票	60.9 %
3	ひとり親家庭調査	ひとり親家庭の方（保護者）	500 票	273 票	54.6 %
4	子ども・若者調査	16～34歳の方（本人）	1,000 票	310 票	31.0 %
計			6,500 票	3,690 票	56.8 %

（３）パブリック・コメント手続（※）

計画（案）に対して、幅広く市民から意見をいただくために、令和元年 11 月から令和令和元年 12 月までパブリック・コメントを実施しました。いただいた意見については、本市の公式ホームページ等により公表しました。